

台風・大雪等荒天時の対応について

1 生徒の登校時

下記の(1)～(4)のいずれかに当てはまる場合、①もしくは②で対応する。

- (1) 神奈川県東部又は横浜・川崎地区に、次に挙げる特別警報又は警報が発令されている
特別警報…大雨・大雪・暴風・暴風雪
警報…大雪・暴風・暴風雪
- (2) 学校又は居住する地域に、避難情報の警戒レベル4又は5が発令されている
- (3) 鶴見川に氾濫警戒情報（警戒レベル3相当）以上が発令されている
- (4) 横浜市営地下鉄ブルーライン又は東急東横線が、荒天等に伴う運休等（計画運休を含む）を実施している

① 授業時

A	6時時点で警報解除	平常授業
B	8時時点で警報解除	10：30 からHR、3校時（10：40）より授業
C	11時までに警報解除	13：10 からHR、5校時（13：20）より授業
D	11時時点で警報継続中	自宅学習

※Cの場合、5校時以降授業のない生徒は自宅学習とする。

② 試験時

A	6時時点で警報解除	平常試験
B	8時時点で警報解除	HR 10：30 1校時 10：45～11：35 2校時 11：50～12：40 3校時 13：25～14：15 4校時 14：30～15：20
C	11時までに警報解除	HR 13：10 1校時 13：25～14：15 2校時 14：30～15：20 3校時 15：35～16：25 4校時 翌日以降別途指示
D	11時時点で警報継続中	自宅学習（当日の試験は試験日程終了後に行う）

2 生徒の下校時

- (1) 校長が職員を招集し、生徒を下校させるか否かを決定する。その際、翌日の対応を周知徹底する。

3 その他

- (1) 大雨・洪水警報だけが発表されている場合は平常授業とする。ただし、自宅付近の天候、交通機関の乱れ等によって、やむをえず遅刻等をした生徒へは配慮を行う。

- (2) 始業を遅らせて授業を実施する際、通常手段で登校できない生徒は自宅待機とし、交通機関が復旧した場合は、無理をせず安全に注意して登校するよう指導する。遅刻等をした生徒へは配慮を行う。
- (3) 授業開始を遅らせた場合、担任は登校生徒の人数を把握し、校長が授業を始めるか否かを判断する。
- (4) 欠席、遅刻生徒については、適宜判断する。

平成 18 年 9 月 13 日制定

平成 25 年 6 月 27 日改正

平成 27 年 4 月 1 日改正

平成 30 年 4 月 1 日改正

令和 4 年 4 月 1 日改正

令和 6 年 9 月 26 日改正